

# ドライバーモニタリングは必要か？

## (レベル3の場合)

「システムが RTI を発したとき遅滞なく対応できる状態にあるか否かを確認するためにドライバーモニタリングが必要である」とされていますが、はたしてそうでしょうか。

第1に、利用者（運転席に座ってはいるものの、自分自身で車両を運転しているわけではないという意味で、自動走行システムの利用者と呼ばれます）が RTI に適切に対応できる状態にあるか否かの判定はむずかしいという点があります。システムが動的運転タスクを行っている間、利用者に監視制御の義務は課されておらず、セカンダリ・アクティビティが許容されています。それゆえ、「利用者が運転に注意を払っていない」からといって「RTI に適切に対応できる状態にない」と判定することは短絡的に過ぎます。

第2に、「RTI に適切に対応できる状態にあるか否か」は、いつチェックするのでしょうか。仮に、システムが動的運転タスクを支障なく遂行している状況の中でも、利用者の状態を定期的にチェックするとすれば、利用者が「RTI に適切に対応できる状態ではない」と判定されたとき、利用者に注意や警告を与えるのでしょうか。もし、「利用者は監視義務を負っていないはずである。なぜ、運転に注意を向けよ、と注意されなければならないのか」とその人に問われたら、システムは何と答えるのでしょうか。

第3に、「利用者に運転交代要請を発しなければならない事態が、それほど遠くない時点で起こる」と予測された頃に行っていたドライバーモニタリングにより、「利用者は RTI に適切に対応できる状態ではない」と判定された場合、システムは、「RTI が発せられるかもしれない。その折には直ちに RTI に対応できるようにしておいてください」といった警告や注意喚起のメッセージを利用者に発するのかもしれませんが、しばらく経っても、利用者の状態が改善されないこともあり得ます。やがて、利用者の状態が改善されないうちに RTI を出さなければならない状態になったとしましょう。このとき、システムは RTI は発するのでしょくか、発しないのでしょうか。

上に示した3つの疑念に対して合理的な回答が用意できないのなら、レベル3の自動運転におけるドライバーモニタリングに明確な価値を見出すことはできません。むしろ、ドライバーモニタリングは行わず、「RTI を発したときに利用者が反応しない場合は、システムが MRM を行う」とするだけでよいのではないのでしょうか。